

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	13	担当課	健康増進課
法令名	栄養士法	根拠条項	2-1	許認可等の内容	栄養士免許証の交付	
<p>栄養士法 〔免許〕 第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。 〔免許証〕 第四条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによつて行う。 †A 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。</p> <p>栄養士法施行規則 (免許の申請手続) 第一条 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。)第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍) 二 住所及び氏名 三 罰金以上の刑に処せられたことの有無並びに罰金以上の刑に処せられたことがある場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日 四 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号。以下「法」という。)第一条の業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたことの有無並びに業務に関する犯罪又は不正の行為を行つたことがある場合には、違反の事実及び年月日 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第二条第一項に規定する養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七十三号)附則第五条第一項に規定する者であることを証する書類 二 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第四項第二号において同じ。)又は外国人登録証明書の写し</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定